※当レポートは、2026年8月24日発行のレポートに、当ファンドの同年11月6日付約款変更および目論見書改訂内容を追記し、再発行したものです。

2026年前半(1-6月)の運用状況と今後の見通し

本レポートでは、USベーシックバランス(以下、当ファンド)を取り巻く投資環境や今後の見通し、ファンドのご理解を深めていただくためのシミュレーションなどについて掲載しています。当ファンドについては主要投資対象ファンド(FOFs用米国2資産バランスファンド(適格機関投資家専用))の運用会社である三井住友トラスト・アセットマネジメントの見解を基にご説明します。

主要投資対象ファンドの2026年前半(1-6月)の運用状況

2026年前半の当ファンドの基準価額は上昇しました。

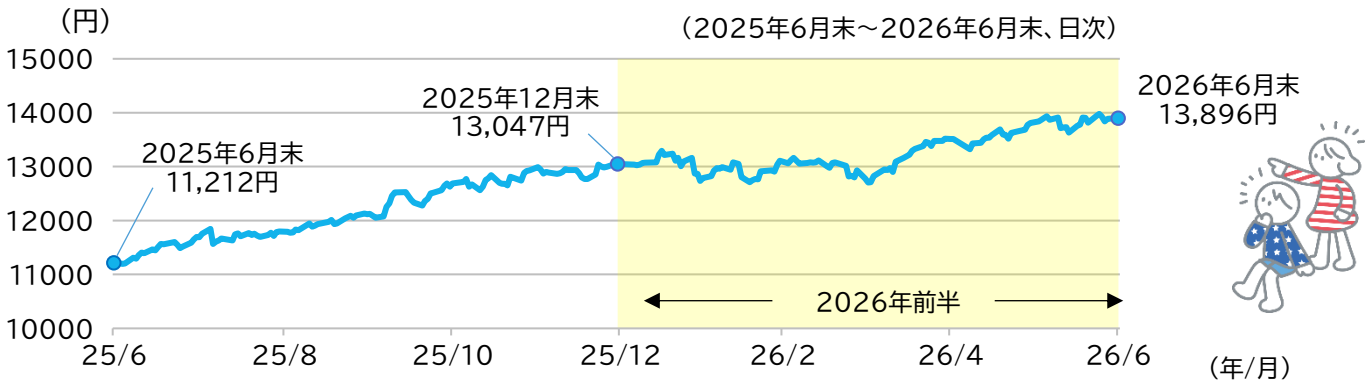
米国株式(S&P500インデックスマザーファンド)は上昇しました。

米国株式市場は、3月にかけてAI(人工知能)関連投資への懸念や中東情勢の緊迫化によるリスク回避姿勢が強まったことに加え、FRB(米連邦準備理事会)の利下げ期待が後退したことなどを背景に下落しました。その後は、米国とイランを巡る情勢改善や停戦期待を背景に投資家心理が回復したことに加え、良好な企業決算や米ハイテク企業の堅調な業績が支援材料となり、一時ハイテク株が軟調となる場面も見られましたが、総じて堅調に推移しました。

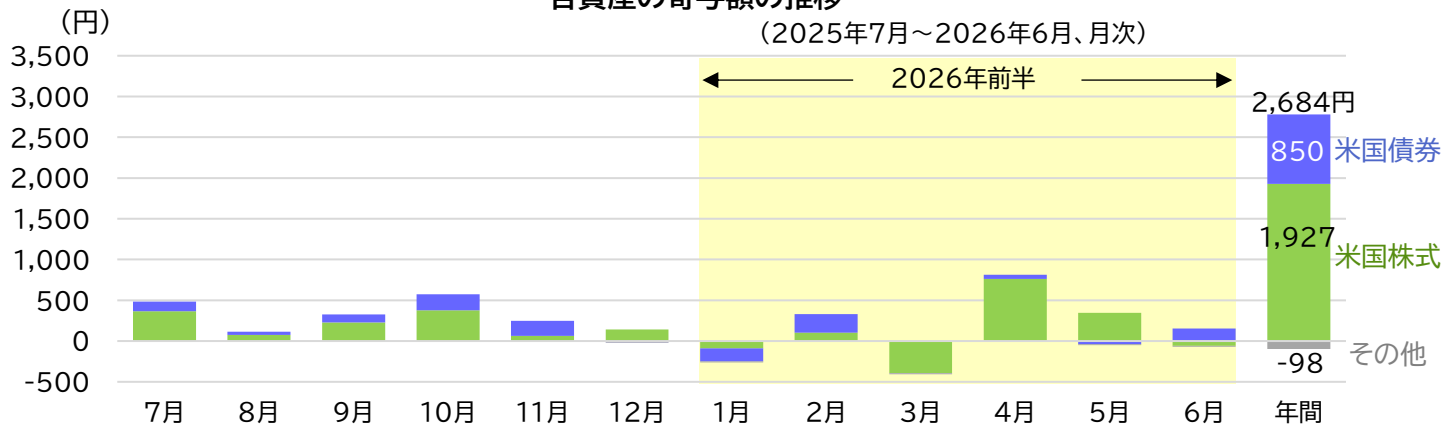
米国債券(米国国債マザーファンド(7-10年/為替ヘッジなし))も上昇しました。

2月下旬にかけて、労働市場やインフレの減速を示した経済指標、また中東情勢の緊迫化がリスク回避姿勢につながったことから米国長期金利は低下(価格は上昇)しました。3月に入ると、中東情勢の混乱がインフレ圧力を高めるとの見方が強まったほか、いったん停戦合意に至ったものの先行き不透明感が払しょくされない状況が続いたことなどを受け、米国長期金利は上昇(価格は下落)基調で推移しました。一方で、米ドル/円相場は、1月下旬に為替介入観測から円高となる場面があったものの、その後は米財務長官の強い米ドル政策への言及や有事の米ドル需要等を背景に円安基調で推移しました。4月末から5月の大規模な円買い介入や6月の日銀の追加利上げ決定があった一方で、FRBの利上げ長期化観測や日本の貿易赤字拡大の懸念等を受けて円安・米ドル高が進行したことがプラス要因となりました。

当ファンドの基準価額の推移



各資産の寄与額の推移

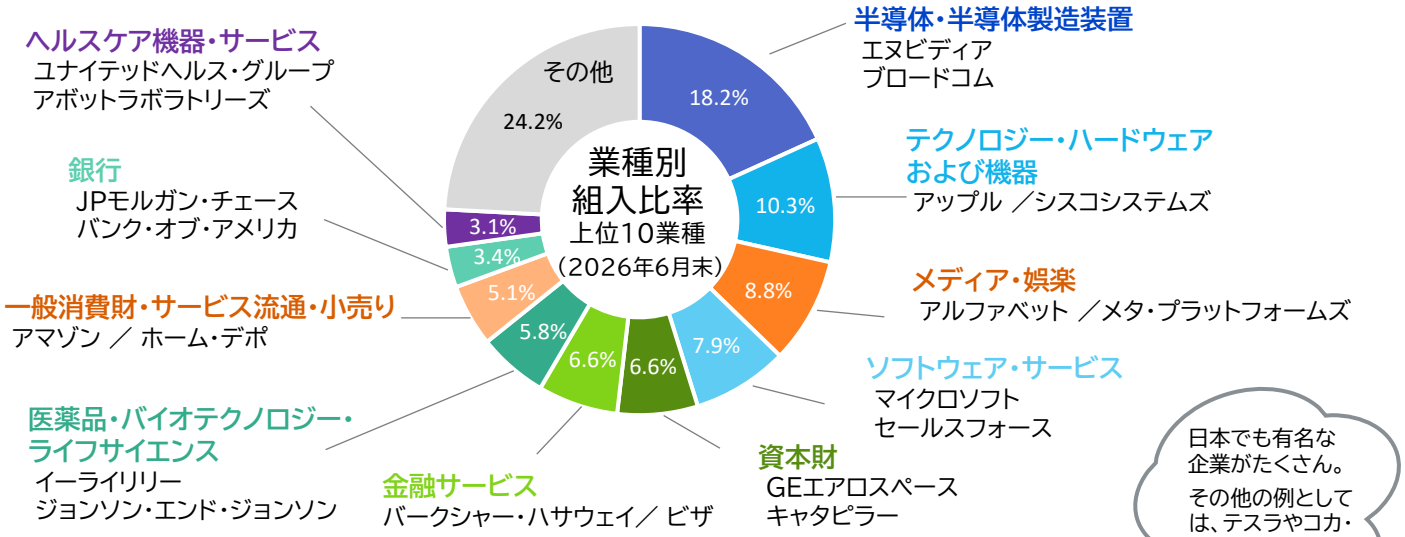


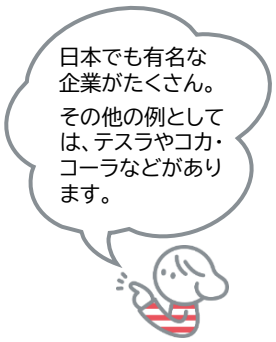
※基準価額は信託報酬控除後です。
※寄与額は、月間寄与額の概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための目安としてご覧ください。その他には信託報酬が含まれます。また、寄与額算出上、現金保有の影響等によりプラスになることがあります。
※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

S&P500インデックスマザーファンドの組入業種と組入銘柄例

当ファンドのS&P500インデックスマザーファンドには、様々な業種が組み入れられています。
それぞれの業種に所属する代表的な銘柄(企業名)をご紹介します。





組入上位5銘柄 (2026年6月末)

銘柄	業種	比率
エヌビディア	半導体・半導体製造装置	7.2%
アップル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.3%
マイクロソフト	ソフトウェア・サービス	4.2%
アマゾン	一般消費財・サービス流通・小売り	3.6%
アルファベット　クラスA	メディア・娯楽	3.2%

(組入銘柄数:504)

※組入上位5銘柄は対純資産総額比です。
※業種はGICS分類(産業グループ)によるものです。GICSに関する知的所有権等はS&PおよびMSCI Incに帰属します。
※上記銘柄について、売買を推奨するものでも、将来の価格の上昇または下落を示唆するものでもありません。また、当ファンドにおける将来の銘柄の組入れまたは売却を示唆・保証するものでもありません。現在の組入れを保証するものでもありません。
※「S&P500インデックスマザーファンドの組入業種と組入銘柄例」は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

(トピック)米国における生成AIの利用について

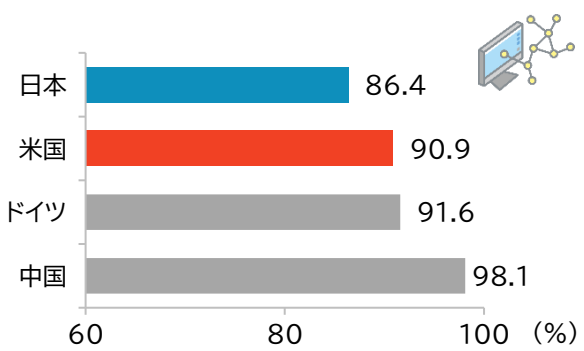
総務省の調査によると、米国企業における生成AIの業務利用率は90.9%と高い水準にあります。

生成AIの活用により、業務効率化による生産性向上やコスト削減、さらには製品・サービスの品質向上などが期待されています。

一方で、出力結果の信頼性の確保や社内情報の漏洩防止、不適切利用の抑制に向けて、事前審査や事後の評価・検証を含む管理体制の整備が課題となる場合もあります。

しかし、中長期的には生成AIをはじめとするデジタル技術の活用は世界的な潮流であり、生産性向上やコスト削減を目的とした企業の投資は今後も拡大していくことが見込まれると考えられます。

＜企業における業務での生成AI利用率(国別)＞



(出所)総務省(2026)「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」をもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

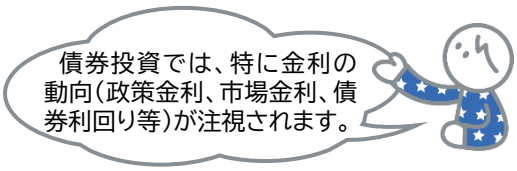
残存期間7年以上10年未満の米国国債の特徴

米国10年国債の利回りは、足もとでは4％台で推移しています。(P6ご参照)

当ファンドが投資対象としている残存期間が7－10年未満のゾーンにある米国国債は、相対的に安定したインカムの積み上げとパフォーマンスが期待されます。また、残存期間が7－10年未満のゾーンは取引量が多いため流動性が高いとされており、急な金利変動時などに機動的に対応しやすいと言われています。

(トピック)債券発行のイメージと主な変動要因

米国国債の歴史は約250年前、独立戦争期の資金調達に端を発するとされています。現在では、世界最大規模の発行残高を有し、巨大な債券市場を形成しています。



債券発行のイメージ



米国国債は、米国にお金を貸すイメージです。

貸した側は、定期的に利息(クーポン)を受け取り、満期がきたら元本(額面金額)を受け取ります。

米国国債は、市場で売買されています。購入価格は様々な要因で変動しており、投資家の運用利回りは、購入時の価格と受け取るクーポンにより決まります。

債券価格の主な変動要因

(1) 市場金利
(2) 発行体の信用力
(3) 満期までの期間
(4) 市場需給
(5) インフレ予測　など

(1)の例　債券発行後に市場金利が上がると、既存の債券(過去に発行された低いクーポンの債券)の魅力が下がるため、価格も下がります。逆に市場金利が下がると、既存の高いクーポン債券の価値が上がり、市場価格も高くなります。

(2)の例　米国の財政や信用力に対する懸念が高まれば、買い手が少なくなり価格が下落(金利は上昇)します。

※上記は債券発行のイメージであり、すべてを説明するものではありません。
(出所)信頼できると判断した情報やデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

2026年　米国で着目される主な予定

日付	予定
8月27日(木) ～8月29日(土)	ジャクソンホール会議 ※ピックアップ①
11月3日(火)	米中間選挙 ※ピックアップ②

(ご参考)資料作成現在の連邦議会議席

	共和党	民主党	無所属
上院	53	45	2
下院	218	212	1

連邦議会は2院制で、上院は100議席、任期は6年で、2年ごとに約3分の1が改選対象。下院は435議席(資料作成現在、欠員4)、任期は2年で、全員が改選対象。

ピックアップ①

ジャクソンホール会議では、FRB議長が今後の金融政策に関する考え方を示すことが多く、市場参加者は利下げ・利上げの方向性やインフレ見通しに関するヒントを探ります。

そのため、議長の発言を契機に株式・債券・為替の各市場が大きく変動することがあり、着目されています。

ピックアップ②

中間選挙とは、大統領の任期2年目に行われるアメリカ連邦議会の選挙のことで、同時に州知事選挙等も行われることが多く、一大イベントとなっています。

歴史的には下院で政権与党が議席を失い、上下院がねじれることが多く、今回も民主党が躍進した場合、ねじれる可能性はあり、その場合は政権の政策が実現しづらくなります。

中間選挙後は米国株が上昇しやすいというアノマリーがあります。

理由は、中間選挙後は、政策の方向性が定まりやすくなり、選挙前の不安定さが払しょくされて投資家心理が改善されることや、次の大統領選挙に向けて景気刺激策等が行われる期待が高まるためと言われています。

(出所)信頼できると判断した情報やデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

（ご参考）知っていただきたいシミュレーション3選

※下記で使用している「USベーシックバランス」および「4資産分散」に関するグラフや算出された値は全て指数等を使用して算出したシミュレーションであり、当ファンドまたは特定のファンドの運用実績ではありません。詳細につきましては、P7下段の「シミュレーションについて」をご参照ください。

01 USベーシックバランスと4資産分散の比較

USベーシックバランス
米国株式と米国債券に均等に分散投資。

投資イメージ



4資産分散
伝統的資産といわれる、国内株式、先進国株式、国内債券、先進国債券に均等に分散投資。

投資イメージ

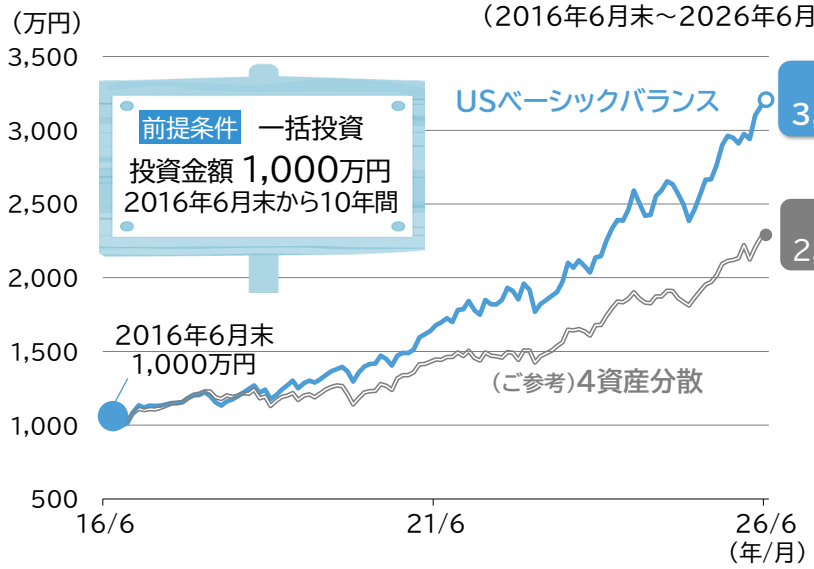


USベーシックバランスも4資産分散も株式と債券の割合は50:50です。
リターンとリスクから導き出される**「運用効率」**に着目すると、このグラフ期間において、USベーシックバランスは4資産分散と比較して、運用効率が高く、相対的に運用成果が良好と考えることができます。



一括投資時の評価金額の推移および3指標の比較

（2016年6月末～2026年6月末、月次）



3指標	USベーシックバランス	（ご参考）4資産分散
① リターン（年率）	12.4%	8.6%
② リスク（年率）	9.7%	7.9%
③ 運用効率	1.28	1.09

①リターン　：運用収益（一定期間の変化率を示している）。
②リスク　　：標準偏差（リターンの変動幅（ばらつき）の大きさを示すもの）。
③運用効率：リスクをとって運用した結果、どの程度のリターンがあげられたかを示すもの。運用効率が高いほど運用成果が良好とされる。
計算式は ①リターン ÷ ②リスク ＝ ③運用効率

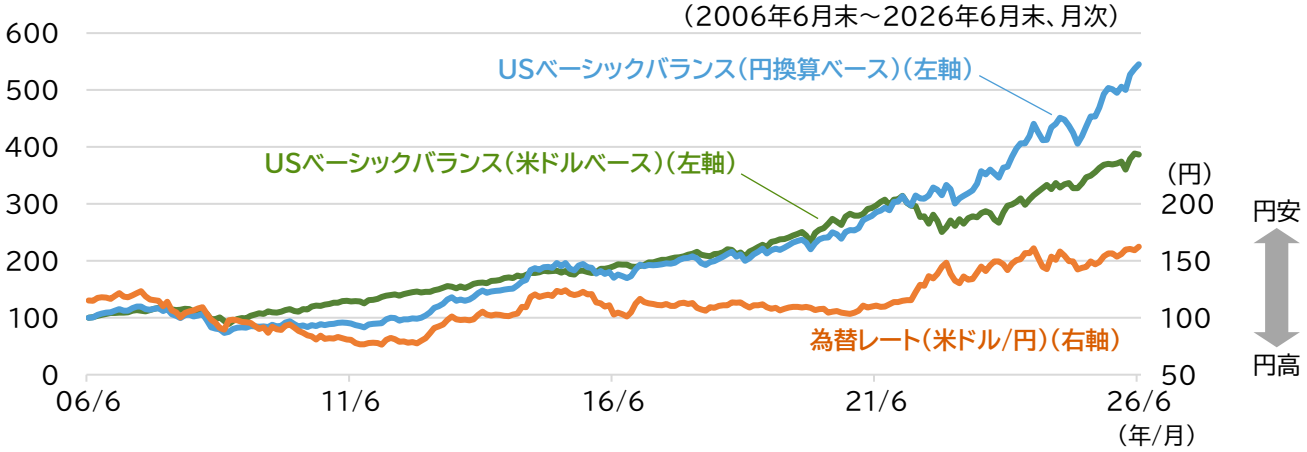
02 USベーシックバランスと為替

USベーシックバランスは、為替変動の影響を受けます。もし、為替の影響（円高/米ドル安）で、運用成果が軟調になった場合も、長期保有することで、回復する可能性は十分に期待できます。



USベーシックバランスと為替の推移

（2006年6月末～2026年6月末、月次）



【一括投資時の評価金額の推移および3指標の比較】※一括投資時の評価金額の推移は月次でリバランスして算出。評価金額の万円未満は切り捨てて表示。3指標の比較はリターン（運用収益）およびリスク（標準偏差）は算出期間の各資産等の月次リターンをもとに年率換算したもの。
【USベーシックバランスと為替の推移】※USベーシックバランス（米ドルベース）およびUSベーシックバランス（円換算ベース）はグラフの起点を100として指数化。
（出所）信頼できると判断したデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

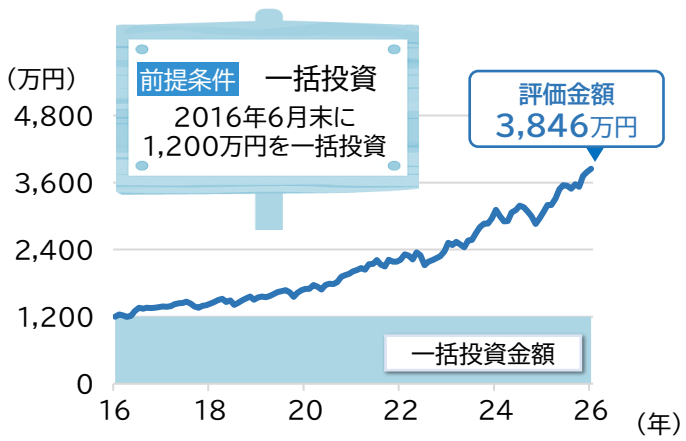
当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

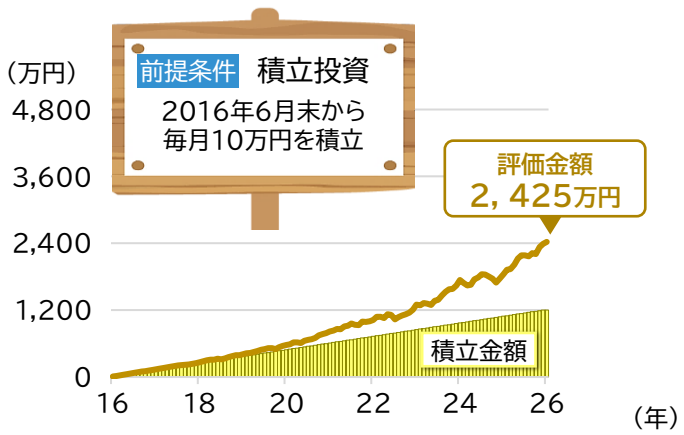
※下記で使用している「USベーシックバランス」に関するグラフや算出された値は全て指数等を使用して算出したシミュレーションであり、当ファンドの運用実績ではありません。詳細につきましては、P7下段の「シミュレーションについて」をご参照ください。

03 一括投資と積立投資の比較

足もと10年間の比較

投資元本と評価金額の推移 （2016年6月末～2026年6月末、月次）



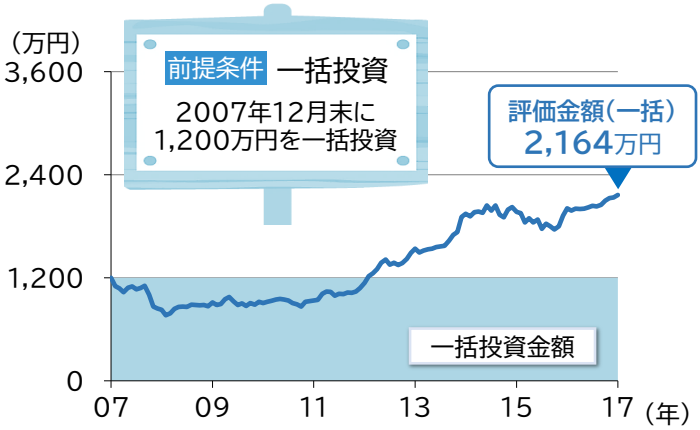


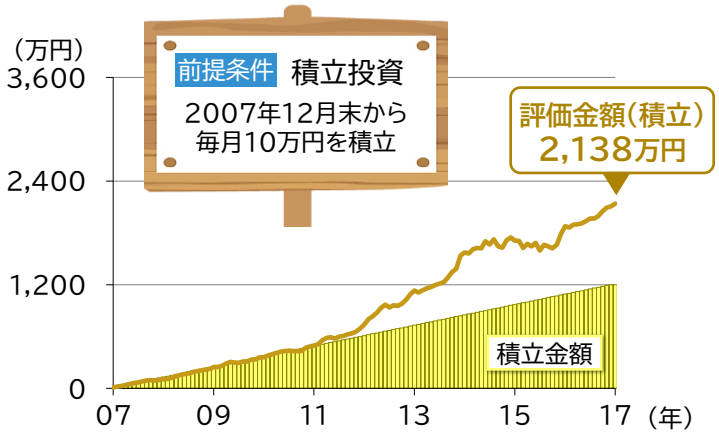
総投資金額は1,200万円で同じですが、一括投資と積立投資でパフォーマンスに差が生じました。
上昇局面では、一括投資は最初に元本全額が投資されているため、上昇局面の恩恵を受けやすくなります。一方、積立投資は上昇局面では平均取得価格が高くなりやすく、一括投資に比べてパフォーマンスが見劣りする傾向があります。
つまり、総投資金額は同じでも、投資に回っている”金額”×“時間”の面積の違いが結果につながったと考えます。

積立投資は一度に大きな金額を投じないため、心理的負担が小さく、継続しやすい特徴があります。評価金額が一括投資に劣ることもありますが、継続することで、長期的な資産形成手段として十分に有効性を発揮すると考えます。

リーマン・ショック*前後の10年間の比較

投資元本と評価金額の推移 （2007年12月末～2017年12月末、月次）





「100年に一度」と呼ばれるリーマン・ショック*のような急落局面の前に投資を開始したケースでは、一括投資と積立投資のパフォーマンスに大きな差は見られませんでした。
積立投資については、市場の下落局面でより多くの口数を取得できることから平均取得価格が低下し、いわゆるドルコスト平均法の効果が発揮されやすくなります。一方で、一括投資は当初元本割れの期間が続くものの、市場が上昇局面へ転じると、投入元本の大きさを背景に評価額が力強く回復しました。

一般的に、市場の下落局面では、投資家は損失回避の心理から解約（市場からの退出）や投資行動の抑制に傾きやすいとされます。しかし、長期保有を継続することで評価額が回復する可能性は十分に期待できます。
長期保有を前提とした場合、投資の開始時期を過度に気にする必要は必ずしも高くないと言えそうです。

＊米投資銀行リーマン・ブラザーズが2008年9月に経営破綻。世界の金融市場が混乱して株価が急落し、影響はしばらく続いた。
※評価金額（一括および積立）は評価金額の万円未満は切り捨てて表示しています。
（出所）信頼できると判断したデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

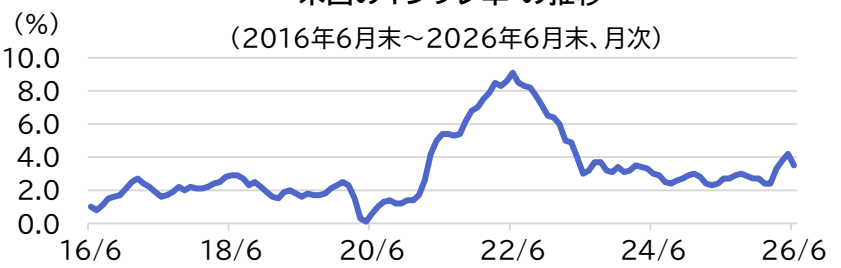
当ファンドの今後の見通し

米国株式は、FRBによる利上げ見通しが上値を抑える一方、イランとの戦闘終結に向けた協議の進展期待が支えとなるとみられます。AI関連企業の業績は、2026年前半は堅調に推移しており、当面は大きな波乱材料にはならないと考えます。

米国長期金利は、上昇する展開を想定します。インフレ再加速への警戒感が残るなか、FRBの利上げ観測が金利上昇につながると考えられます。

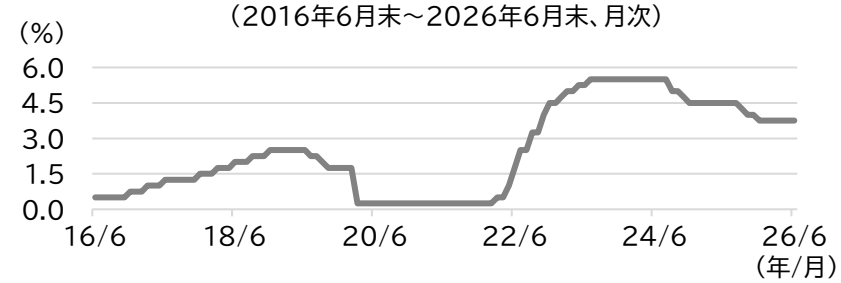
今後も基本配分比率にしたがって米国の株式および債券へ分散投資を行うことで、中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っていきます。

米国のインフレ率*の推移

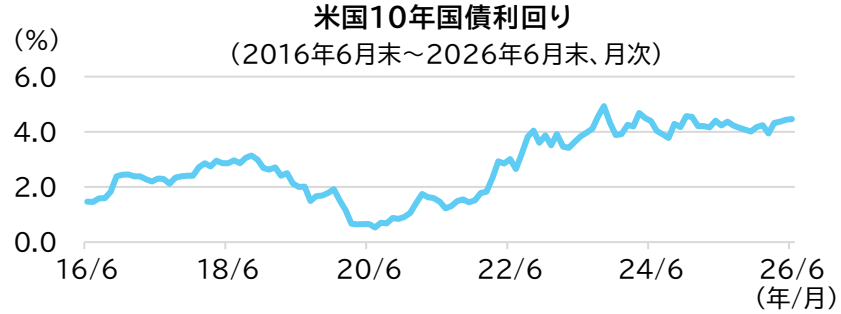


*インフレ率:消費者物価指数(総合)の前年同月比。
※2025年10月は連邦政府機関閉鎖の影響によりデータなし。

米国の政策金利(FFレート上限金利)の推移



米国10年国債利回り



米国のインフレ率はピーク時から大きく低下したものの、FRBが目標とする2%を上回る状況が続いています。このため、FRBは引き続き物価動向を注視しながら金融政策を運営していくものと考えます。

FRBは6月16日～17日に開催したFOMC(米連邦公開市場委員会)でFF金利を3.5%～3.75%と据え置き、2026年政策金利見通し(中央値)を3.8%と公表しました。

市場ではインフレ懸念等を背景にFRBの利上げの可能性が意識されていますが、今後公表される経済指標を踏まえ、追加利上げが景気や企業業績に与える影響が限定的との見方が強まれば、米国株式市場は底堅く推移するものと考えられます。

FRBの利上げは短期的に米国国債価格の下押し要因となる一方、中長期的には高利回りによる収益向上が期待されます。

(出所)信頼できると判断した情報やデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

当ファンドの設定来の基準価額と純資産総額の推移



【2026年6月末】
基準価額
13,896円
純資産総額
208.7億円

※基準価額は信託報酬控除後です。
※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

ファンドの投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、有価証券の貸付等にかかるリスク

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ

信託期間	無期限（2024年1月22日設定）
決算日	毎年9月25日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。（基準価額は１万口当たりで表示しています。）
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ニューヨークの銀行休業日
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

【シミュレーションについて】
※「USベーシックバランス」は①米国株式(S&P500(配当込み))と②米国債券(ICE米国債7-10年)に均等に分散投資し、月次でリバランスして算出したデータであり、当ファンドの運用実績ではありません。
※「(ご参考)4資産分散」は③国内株式:東証株価指数(TOPIX、配当込み)、④先進国株式:MSCI コクサイ・インデックス(配当込み)、⑤国内債券:NOMURA-BPI 総合、⑥先進国債券:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)に均等に分散投資し、月次でリバランスして算出したデータであり、実在のファンドの運用実績ではありません。
※①、②、④については、米ドルベースのデータを当該日の為替レートをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメントが円換算しています。その他は円ベースです。
※シミュレーション算出にあたり、信託報酬相当額(0.759%(税込))を控除しておりますが、その他売買に係る費用、税金等は考慮しておりません。
※当資料の評価金額、リターン等は実際の投資者の運用収益や利回りとは異なります。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に**3.3%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品説明等にかかる費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	**ありません。**	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用（信託報酬）	当ファンド（a）	純資産総額に対して年率0.506%（税抜0.46%） 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。
	投資対象とする投資信託証券(b)*1	純資産総額に対して年率0.253%（税込） ※別途、有価証券貸付に伴う品貸し料の一部が信託報酬としてかかる場合があります。
	実質的な負担（a＋b）*2	純資産総額に対して**年率0.759%程度（税込）** ※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。
その他の費用・手数料	有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

＊1 ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。
＊2 ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆さまが実質的に負担する信託報酬率になります。
※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

委託会社およびファンドの関係法人

■ 委託会社 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 ［ファンドの運用の指図］
金融商品取引業者 ： 関東財務局長（金商）第2831号
加入協会 ： 一般社団法人投資信託協会
ホームページ ： https://www.soam.co.jp/
■ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 ［ファンドの財産の保管および管理］
■ 販売会社 当ファンドの販売会社については【販売会社一覧】をご覧ください。［募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付等］

販売会社一覧

商号等		登録番号	加入協会	
			日本証券業協会	一般社団法人金融先物取引業協会
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第392号	○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○	○
株式会社京都銀行（委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社）	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○	○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○	○
株式会社きらぼし銀行（委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○	○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3198号	○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○	
株式会社ＵＩ銀行（委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社）（オンラインサービス専用）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第673号	○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○	○

※上記は2026年7月末現在の情報であり、販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合があります。

【 ご留意事項 】

◆ 当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法にもとづく開示書類ではありません。
◆ ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
◆ 投資信託は値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクをともないます。）に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
◆ 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
◆ 当資料は信頼できると判断した各種情報等にもとづき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
◆ 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータにもとづき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
◆ 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2026年9月24日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款(以下、「約款」といいます。)の変更に係る書面決議を2026年11月4日付でおこないました。その結果、議決権を行使することが出来る受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、以下の通り約款の変更をおこなうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、約款の変更適用日である2027年1月18日付をもって当ファンドの委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2027年1月18日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

1. 約款変更の内容および理由

(1) 委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、約款変更をおこなうこととなりました。

変更後に委託者となる予定の三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りです。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018 年 10 月 1 日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約 111 兆円規模の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。
所在地：東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
資本金：20 億円、役職員数：714 名
※2026 年 3 月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

(2) 投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下現行主要投資対象ファンド)を段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこないます。

① 委託者変更時の約款変更

ア. 当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。
イ. 現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。
ウ. 当ファンドのマザーファンドへの直接投資開始に伴い、マザーファンドにおいて実施する株式の貸付取引に係る収益の一部(50%未満)を当ファンドの信託報酬として収受させて頂くため、信託報酬に係る規定を変更します。

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

ア. 当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。

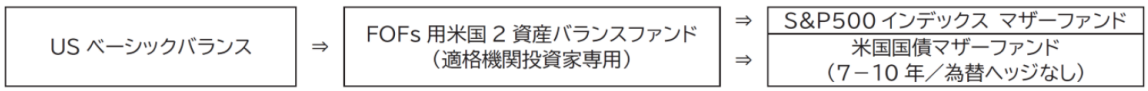
イ. 信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前		変更後	
運用管理費用（信託報酬）*	当ファンド（A） 投資対象とする 投資信託証券（B） 実質的な負担（A+B）	0.506%（税込） 0.253%程度（税込） 0.759%程度（税込）	当ファンド（A） 投資対象とする 投資信託証券（B） 実質的な負担（A+B）	0.715%（税込） 0.000%程度（税込） 0.715%程度（税込）
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額		購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額	
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途規定する海外休日の場合		申込日当日が別途規定する海外休日の場合	
換金代金	換金申込受付日から起算して７営業日目からお支払い		換金申込受付日から起算して５営業日目からお支払い	

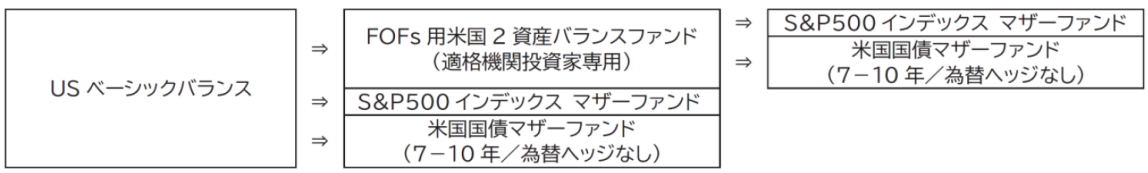
*株式の貸付取引に係る信託報酬については記載を省略しています。

＜現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ＞

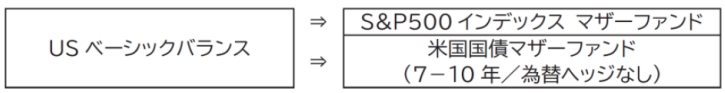
■変更前



■変更後（委託者変更時）



■変更後（現行主要投資対象ファンド売却完了時）



※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

2. 約款変更日および変更適用日

（1）上記「1.（1）および1.（2）①」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年1月18日より適用します。

（2）上記「1.（2）②」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年3月31日より適用します。

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」

変更日:2026 年 11 月 6 日　変更適用日:2027 年 1 月 18 日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省　略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同　左)
(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(省　略)	(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(同　左)
(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。	(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略)	(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左)
(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額	(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額とします。

新	旧
2.マザーファンド(第 17 条に定める親投資信託をいいます。以下本項において同じ。)において有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料(貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)のうち投資信託財産に属するとみなした額に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額 3.前号において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。 ②～③(省 略)	②～③(同 左)
(投資信託契約の解約) 第 39 条(省 略) ②(省 略) ③(削除)	(投資信託契約の解約) 第 39 条(同 左) ②(同 左) ③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
④～⑦(省 略)	④～⑦(同 左)
(公告) 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ②(削除)	(公告) 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.soam.co.jp/ ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

変更日:2026 年 11 月 6 日　変更適用日:2027 年 3 月 31 日

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。	2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。	この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。	(2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。
・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。	・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省 略)	②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同 左)
(受益権の申込単位及び価額)	(受益権の申込単位及び価額)

新	旧
第 13 条(省　略) ②(省　略) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～2.(省　略) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(省　略) (運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 65 の率を乗じて得た額 2.～3.(省　略) ②～③(省　略) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(省　略) ②～③(省　略) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省　略) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(省　略) ②～③(省　略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～2.(省　略) ⑥～⑦(省　略)	第 13 条(同　左) ②(同　左) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～2.(同　左) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(同　左) (運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額 2.～3.(同　左) ②～③(同　左) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(同　左) ②～③(同　左) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同　左) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(同　左) ②～③(同　左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～2.(同　左) ⑥～⑦(同　左)